

令和2年度に向けた  
守山市農業施策について

# 意見書

守山市農業委員会

守農委第 213 号  
令和元年 11 月 22 日

守山市長 宮 本 和 宏 様

守山市農業委員会  
会長 勝見 友男

令和 2 年度守山市農業施策について、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 38 条第 1 項の規定により意見いたします。

## は じ め に

貴職におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃より、農業委員会の運営におきまして、格別なご理解、ご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当農業委員会では、新体制以降、農業委員及び農地利用最適化推進委員が連携し、農地の集積・集約をはじめ遊休農地の発生防止・解消、後継者不足といった諸問題の解決に向け活動しております。

しかしながら、農業者の高齢化や後継者不足、遊休農地の増加、異常気象等による農産物被害の拡大など農業を取りまく環境は非常に厳しい状況にあります。農業は、地域を支える産業であるだけでなく農産物の生産活動を通じて自然環境保全につながり、農地は防災機能など多面的機能の維持にも役立っています。今後、農業を農地や環境を守り将来性のある産業として育てていくためにも、農業者自身の努力はもとより行政による支援施策のさらなる充実と強化が必要です。

私たち農業委員会の最大の使命は、農地等の利用の最適化の推進（担い手への集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）であり、このことを常に念頭に置き、これからも農業者を含め市民のために鋭意活動したいと考えております。

つきましては、守山市の農地等の利用の最適化の推進に関する施策等に反映されるよう次のとおり意見を申し上げますので、農地利用の最適化に向けた農業者支援の充実、施策展開のための予算措置等に特段のご配慮を賜り、今後の農政の取り組みとあわせご回答をお願い申し上げます。

## 1 担い手への農地利用の集積・集約化について

全国的に労働人口の減少が叫ばれていますが、農業もこの限りではありません。本市において認定農家数は90農家であり、内訳は法人組織11組織と野菜専業農家は9農家で残りの70農家が水稻農家となります。特に水稻農家に着目しますと、後継者のいない70歳以上の農家は27戸あり水稻農家の約40%を占めます。また、水稻農家の多くは経営面積が増大し限界に近づいており、このことから労働力不足や後継者の育成等は喫緊の課題であります。

つきましては、市に設置の「戦略会議（県・市・JA・農地中間管理機構等）」を地域農業の活性化のための重要組織に位置付け、次の項目について積極的な取り組みをお願いします。

### (1) 「(仮称) 守山市認定農業者・集落営農組織連絡協議会」の創設

近年、担い手の高齢化等によるリタイアが散見されるため、担い手の確保や集落営農組織の安定的な経営に向け組織を創設し、課題解決を図り積極的な活動ができる体制の構築をお願いします。

### (2) 「人・農地プラン」の推進

地域ごとの農業農村ビジョンを明確にするため、今年度から始まった「人・農地プランの実質化」に向け、市内25地域で作成された既存プランが適切に実質化するよう、農地所有者および耕作者の意向のアンケート調査を実施し、その結果を基にした地図を作成していただき、早期に地区における話し合いが実施されるよう働きかけてください。

### (3) 農地中間管理事業にかかる「機構関連事業」の早期の取り組み

国の目標である集積率80%に対して市内の集積率が69%と進む中、農業振興地域内の農用地区域でありながら基盤整備がなされていない所では、生産性が低く担い手への集積が鈍化しております。このような区域では、大規模区画の農地に整備し生産性を高める必要があります。については、農用地区域内で整備が必要な圃場を選定し、農地中間管理事業にかかる「機構関連事業」の早期の取り組みをお願いします。

### (4) 地域の農業組合への支援について

昨年12月に開催しました「各地域の農業組合長と農業委員会との意見交換会」の会議では、組合員の減少による農業組合の存続が危ぶまれる意見が出されました。農業組合は、行政が推進する「人・農地プラン」の実質化に伴い無くてはならない組織であるため、弱体化を防ぐため次の支援をお願いします。

ア 県農業経営課が所管する「アドバイザー派遣事業」を活用し、将来の農地の保全など、地域農業の発展や農村の活性化に向けた話し合

いの指導をお願いします。

イ 農業組合の強化については、農業組合の編成の在り方について検証し行政の積極的な関与をお願いします。

## 2 新規就農者の育成について

### (1) 「守山産野菜新規就農者育成支援事業」の推進

この事業は、地産地消の推進に向け守山産野菜の安定供給を図り新規参入を促進することを目的とし生産技術の習得を支援する重要な事業です。また、もりやまメロンに次ぐ新たな特産品を開拓することで、同事業との相乗効果が期待されています。

よって、新たな特産品の開拓と合わせて同事業を新規参入の柱の一つに位置付け、市域内外の方々に幅広く情報発信するなど推進されることをお願いします。

### (2) 水稻にかかる新規就農者の育成

水稻は、高度な知識・技術に加えて高額な農業機械への設備投資が必要であり莫大な資金を要します。例えば、高齢者の担い手の下で実習生として就農すれば技術の習得が可能であり、ひいては担い手が営農から退いた後の農地や機械等を譲り受けると経営移譲が整うこともあります。

つきましては、兵庫県三田市の「親方農家制度」のようなベテラン農家が実習生を受け入れる制度を創設して、水稻の新規就農者の育成をお願いします。

### (3) 専門知識を有する担当者の配置

新規就農者は、営農技術や設備投資等多様な問題に直面し営農や生活に不安を抱くことがあります。よって、県やJAなど関係機関と連携し、就農後の農産物の品質の向上および経営の安定化を図るため、きめ細やかな指導ができる専門的な知識を有する担当者の配置をお願いします。

## 3 遊休農地対策および農地の利用促進について

(1) 遊休農地は、相続等により農地の所有者が拡散され不在地主が増加し農地への関心が希薄になり保全管理がなされないことから、住宅地周辺の農地に草が繁茂し、隣接で居住する市民の生活環境に悪影響を与えています。所有者に遊休化の解消への理解を求めることは必然ですが限界があることから、遊休農地解消の方策の一つとして自治会や農業組合等

が取り組む「世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策」を活用し、農地の保全に係わる仕組みづくりの支援をお願いします。

- (2) 新規就農者には、畑地で一定規模以上の面積の農地の借り受けを希望される方がおられます。市内に該当する地域として野洲川跡地畑地帯がありますが、現在、荒廃し樹木や草が繁茂しており、紹介が困難な状況であることから意欲ある耕作者に負担が掛からず営農に取り組めるよう、遊休農地の解消に伴う費用の支援をお願いします。

#### 4 「野洲川跡地畑地帯（南流）」の営農対策について

平成16年から地権者の要望により、おうみ富士農業協同組合が農業経営基盤強化促進法による農地保有合理化事業で農地を集積し入植者を募集し、20年間の賃貸借が設定され営農を開始されました。令和5年には20年の借入期限が迫っており、その後の営農計画を検討する必要があります。4年後のあるべき姿について、守山市、おうみ富士農業協同組合、農業委員会等関係機関で組織する「野洲川南流跡地畑地営農推進協議会」で協議をお願いします。

#### 5 農業委員会への女性委員の登用について

女性の農業委員会への登用については、政府の男女共同参画基本計画において「令和2年までに、政策・方針決定過程に占める女性の割合30%に向けて、女性の登用『ゼロ』からの脱却」を掲げられています。女性の特徴として、消費者目線と生産者目線を合わせ持ち、ロコミ等によるコミュニケーション能力にも長けており、これからの農業経営に欠かせない存在でありますことから、令和2年7月に改選されます農業委員会の委員には、複数の女性委員の選出をお願いします。

#### 6 事務局体制の強化

平成28年4月の農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員の選出方法の変更及び農地利用最適化推進委員の設置など委員会組織の構成が変わり、農地等利用最適化の推進が今まで以上に求められていることや「人・農地プランの実質化」に向け積極的な参画など、農業委員会業務が大幅に拡大されました。委員会業務を円滑に推進するため、職員の増員を含めた農業委員会事務局体制の充実・強化をお願いします。